

平成 23 年 3 月 31 日
東 京 都

アクション・プランを実現するための提案

1 提案にあたって

都は、これまでハローワークの地方移管を強く国に求めてきたが、国の平成 23 年 2 月 24 日付「アクション・プランを実現するための提案について」における提案募集に対し、全国知事会と連携して、1 か所以上のハローワークの地方移管等を内容とした具体的な提案を行うこととした。

今後、この提案に基づく施策展開により、ハローワークを地方移管するメリットを実証し、遅くとも国が示した試行期間（3 年程度）後直ちにハローワークを全面移管するよう、国に求めていく。

2 提案の基本的考え方

都は、地域産業の支援や、企業ニーズに基づく職業訓練など、きめ細かな産業・雇用施策を行っている。ハローワークを地方移管することで、地域の強みを活かした産業支援と、企業ニーズに基づく職業訓練の実施、企業の求める人材の職業紹介までを一体的に行うことが可能になる。

このため、都はハローワーク全面移管のプロセスとして、以下の提案を行う。

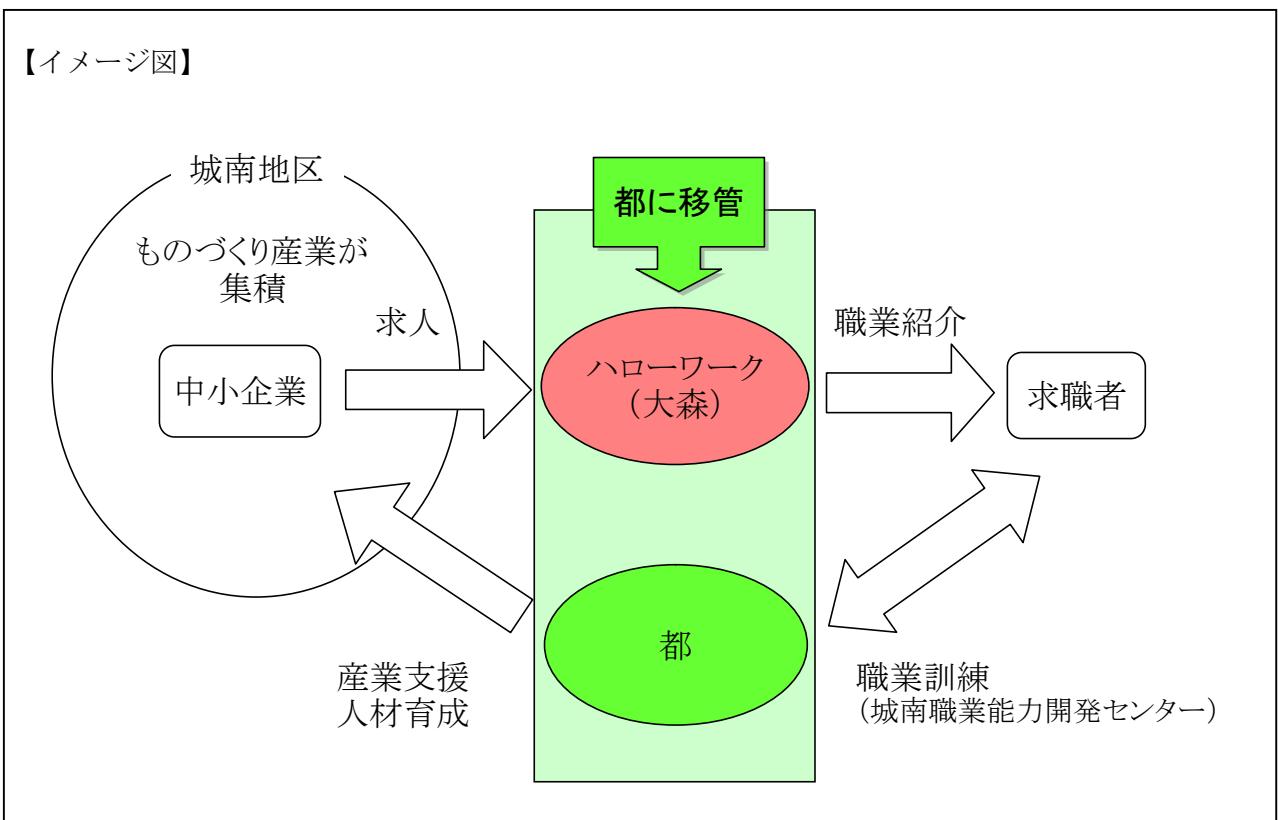
- (1) 都内ハローワーク 1 か所の移管
- (2) (1) 以外の都内全ハローワークと都が行う職業訓練との一体的な運営
- (3) 東京都しごとセンターに入居しているハローワークの職業紹介機能の移管

3 提案内容

(1) 都内ハローワーク 1か所の移管

2に記載したとおり、ハローワークを地方移管することで、地域の強みを活かした産業支援と、企業ニーズに基づく職業訓練の実施、企業の求める人材の職業紹介までを一体的に行うことが可能になる。

このため、都内ハローワーク 1か所を先行的に都に移管し、このメリットを実証していく。具体的には、都内有数のものづくり産業の集積地であり、最大規模の都職業訓練施設「城南職業能力開発センター」がある城南地区において、施策展開を行うため、「ハローワーク大森」を都に移管する。



* 城南職業能力開発センター

都内 4 地域のうち、城南ブロックにおける職業訓練施設の一つ。

城南地域における産業立地を考慮し、ものづくり系を中心とした職業訓練を当該センターと傘下の大田校の 2 施設で実施。

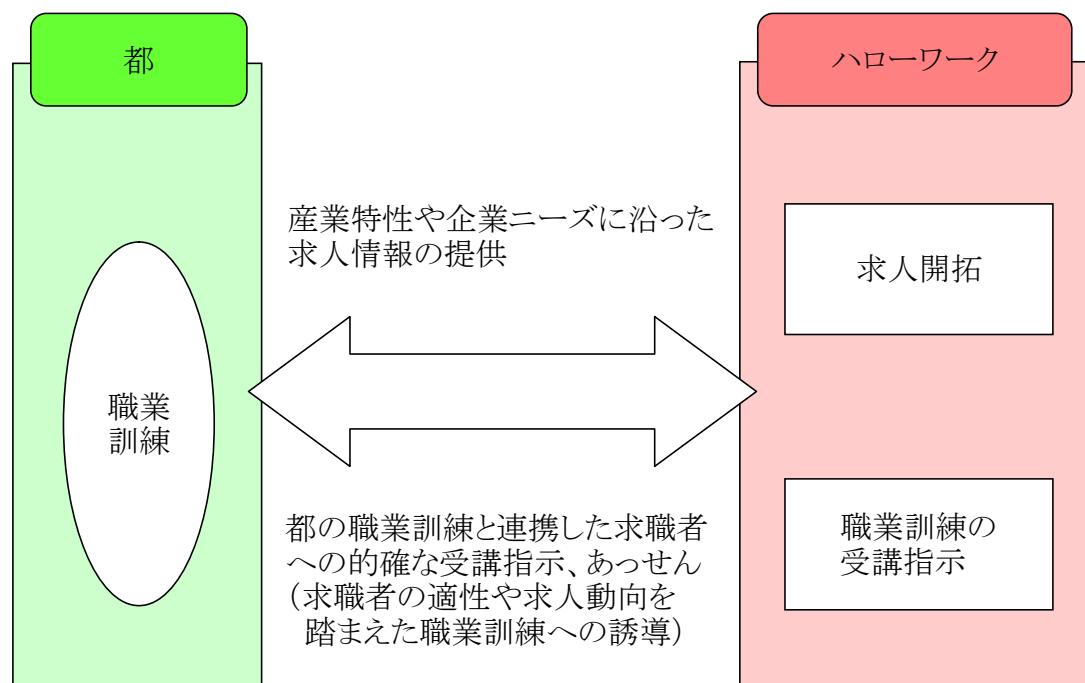
このほかに、3 つのセンター（中央・城北、城東、多摩）と 7 つの校を合わせた 10 施設で職業訓練を実施。（平成 23 年度）

(2) (1) 以外の都内全ハローワークと都が行う職業訓練との一体的な運営

(1) のとおり、先行的にハローワークの地方移管を行うが、全都的な施策展開として、「ハローワーク大森」以外のハローワークと都が行う職業訓練を一体的に運営する。

具体的には、ハローワークが、産業特性や企業ニーズに沿った求人情報の提供、都の職業訓練と連携した求職者への的確な受講指示、あっせんを行い、地域の産業を担う人材の育成・確保をより効果的に行っていく。

【イメージ図】



（3）東京都しごとセンターに入居しているハローワークの職業紹介機能の移管

都は、平成 16 年 7 月に東京都しごとセンターを飯田橋に、平成 19 年 8 月に東京都しごとセンター多摩を国分寺に開設し、民間事業者等のノウハウを最大限活用しながら、キャリアカウンセリングから能力開発、職業紹介に至る就業支援をワンストップで展開してきた。

このような都独自のきめ細かな就業支援により、東京都しごとセンターでは、開設以来述べ 5 万人が就職するなど着実に実績をあげている。

今後、東京都しごとセンターに入居しているハローワーク（ハローワーク飯田橋 U-35 及び専門援助第 3 部門）の職業紹介機能を都に移管し、キャリアカウンセリングから職業紹介までの一貫したサービスを強化していくとともに、ハローワークの職業紹介業務システムを東京都しごとセンターの全層で活用し、民間事業者が持つ求人とハローワークが持つ求人との一体的な職業紹介を実施する。

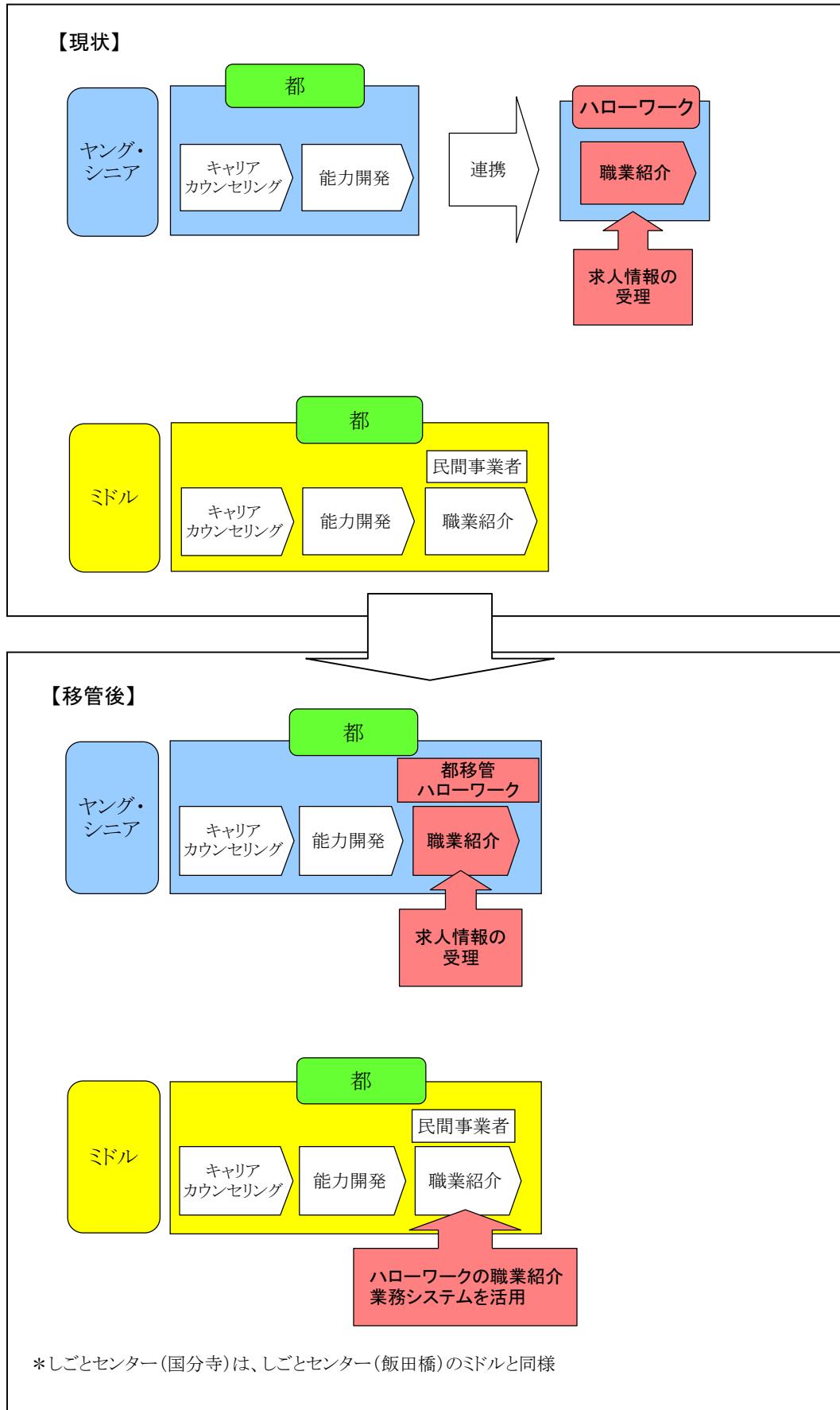
* 東京都しごとセンター

雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るために、ヤング（原則 30 歳以下）、ミドル（30 歳～54 歳）、シニア（55 歳以上）の各層別にカウンセリングや能力開発、職業訓練などの就職支援を、ワンストップで提供する施設。

東京都しごとセンター（飯田橋）では、ヤング及びシニアの職業紹介をハローワークが実施し、ミドルの職業紹介を民間事業者が実施。

東京都しごとセンター多摩（国分寺）では、全層の職業紹介を民間事業者が実施。

【イメージ図】



4 当提案に係る財源等について

当提案に係る財源、人材、財産等については、以下のとおりとする。

(1) 財源

当提案に係る財源については、国において必要総額を確保する。

(2) 人材

当提案に係る人材については、都が主体的に選考できる仕組みにより、原則として國の人材を活用する。

(3) 財産

当提案に係る土地・建物等の財産については、国から無償譲渡または無償貸与を受ける。

(4) その他

当提案の実施について、上記以外に都と国で協議すべき事項がある場合は、国は誠実に対応する。

以上